

消費者基本計画工程表の第3回改定 について

平成30年5月
消費者庁

※1 今回の改定においては、平成29年度(一部、平成30年4月まで)の状況を基に更新を行っている。

※2 工程表本体においては、基本計画の期間後の方向性も参考として示しているが、本資料においては、簡便に、計画期間の範囲内で見通しを示している。

消費者基本計画工程表(第3回改定)について

- 消費者基本計画工程表は、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策についての取組予定を示すものとして、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において策定するもの。
- 工程表は、1年に1回は改定を行い、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し(前倒しを含む。)等を行うこととされている。

①消費者基本計画

※ 現行計画は平成27年3月24日閣議決定。
(計画期間は平成27年度～平成31年度)

- 消費者基本法第9条の規定に基づき、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について閣議決定するもの。

②工程表の改定実績、今後の予定等

《これまでの工程表改定実績》

- ・ 平成27年3月24日 工程表策定
- ・ 平成28年7月19日 第1回改定
- ・ 平成29年6月21日 第2回改定

《第3回改定に係る経過、予定等》

- ・ 平成30年2月 消費者委員会に対する説明(2/14)及びパブリックコメントの実施(2/22～3/23)
- ・ 平成30年5月 消費者委員会に対する諮問・答申を経て、第3回改定を消費者政策会議決定予定

③消費者政策会議構成員

会長 内閣総理大臣
委員 内閣府特命担当大臣(消費者)
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣
復興大臣
国家公安委員会委員長
公正取引委員会委員長

※ 消費者基本法第27条に基づき設置。

消費者基本計画工程表の改定の大枠について

平成29年6月改定

1 消費者の安全の確保

- (1) 事故の未然防止のための取組
- (2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止
- (3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止
- (4) 食品の安全性の確保

2 表示の充実と信頼の確保

- (1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用
- (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善
- (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

3 適正な取引の実現

- (1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し
- (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化
- (3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
- (5) 規格・計量の適正化

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

- (1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映
- (2) 消費者教育の推進
- (3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進
- (4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保
- (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

- (1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
- (2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進
- (3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化
- (2) 地方における体制整備

平成30年改定案

※ 新設項目を含む分野は赤字にしている。

1 消費者の安全の確保

- (1) **事故の未然防止のための取組**
- (2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止
- (3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止
- (4) 食品の安全性の確保

・臍帯血プライベートバンク関連

2 表示の充実と信頼の確保

- (1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用
- (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善
- (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

3 適正な取引の実現

- (1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し
- (2) **商品・サービスに応じた取引の適正化**
- (3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
- (5) 規格・計量の適正化

・旅行業における企業ガバナンスの強化等関連
・住宅宿泊事業法関連

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

- (1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映
- (2) 消費者教育の推進
- (3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進
- (4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保
- (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

- (1) **被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進**
- (2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進
- (3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

・ギャンブル等依存症対策関連
・生活困窮者自立支援法関連
・成年年齢引下げを見据えた連絡会議関連

6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化
- (2) 地方における体制整備

消費者基本計画工程表の改定事項・主要事項の概要について

【A. SDGsの推進に関する取組】

- 1 子どもの事故防止
- 2 高齢者の消費者被害の防止
- 3 エシカル消費の普及啓発
- 4 食品ロス削減の推進
- 5 消費者志向経営

【B. 重要施策の推進に関する取組】

- 1 成年年齢引下げへの対応
- 2 ギャンブル等依存症対策の強化
- 3 「観光先進国」実現を支える取組の推進

【C. 高度情報社会の実現に関する取組】

- 1 電気通信サービスに係る消費者保護
- 2 決済手段の高度化に関する取組
(サーバ型電子マネー、仮想通貨、クレジットカード利用環境の整備)

【D. 食品に関する取組】

- 1 食品の安全・安心の確保
- 2 食品ロス削減の推進
- 3 食品表示の充実

【E. 消費生活における安全・安心の実現に関する取組】

- 1 事業者におけるガバナンスの確保等に関する取組
- 2 消費者行政における執行力の充実に
関する取組
- 3 臍帯血プライベートバンクに関する
問題への対応
- 4 美容医療に関する消費者問題への対応